

第153回日商簿記検定試験 要項

主催 日本商工会議所・村上商工会議所

1. 試験日 **2019年11月17日(第3日曜日)**
試験開始時間 午前9時00分～ 1級・3級
午後1時30分～ 2級
2. 試験会場 **村上商工会議所 村上市小町4-10**
3. 受験資格 学歴・年齢・性別・国籍に制限はありません。
4. 申込期間 2019年10月1日(火)～10月25日(金)
5. 受験料(税込) **1級 7,850円 / 2級 4,720円 / 3級 2,850円**

6. 申込手続

《窓口申込・郵送申込》

別紙「受験者への連絡・注意事項」を承諾されてから、申込書に必要事項を記入し受験料を添えて窓口へお申し込みください。

郵送による申込みを希望される場合は、申込用紙と受験料を同封の上、現金書留にてお送りください。(締切日必着)

《インターネット申込》

申込サイトへ必要事項を入力してお申し込みください。

<https://links.kentei.ne.jp/bookkeeping/811>

※受験料の他に、1決済につき310円(税込)の手数料がかかります。

※受験料及び手数料の納入はコンビニ決済またはクレジット決済となります。

※併願の方は、それぞれ受験級毎に申込書が必要です。

7. 試験種目及び試験時間

	試験科目	試験時間
1級	商業簿記・会计学 工業簿記・原価計算	前半1時間30分 後半1時間30分
2級	商業簿記・工業簿記	2時間
3級	商業簿記	2時間

8. 合格点 各級100点満点とし、70点以上をもって合格となります。ただし、1級に限り1科目の得点が40%に満たない場合は不合格となります。

9. 合格発表 **2019年12月2日(月)**

当商工会議所玄関とホームページに合格者の受験番号を発表
ただし、1級は中央審査のため2020年1月6日(月)
以降に合否通知を本人宛に郵送します。

10. 合格証書 合格者には「合格証書」を発行します。合格証書は合格発表より約1ヶ月後に本人宛に郵送します。

11. その他・注意事項

(1) 受験するときに持参する物は下記の通りです。

① 受験票(後日郵送します。)

※試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合はご連絡ください。

② 筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシルと消しゴムのみ。)

③ そろばん、電卓等の計算用具(電卓は計算機能だけの物に限り、印刷(出力)機能・メロディ(音の出る)機能・辞書機能・プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓)がある物は持ち込みできません。)

④ 顔写真付きの身分証明書(運転免許証・学生証・社員証・パスポート等、氏名や生年月日が記載されている物)

(2) 試験会場での携帯電話等の使用を禁止します。試験時間中に取り出したり、着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合もあります。

〈申込み・問い合わせ先〉

村上商工会議所 〒958-0841 村上市小町4-10

TEL: 0254-53-4257 / FAX: 0254-53-0172

「受験者への連絡・注意事項」

◎受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

◎入場許可

試験会場には所定の申込手続を完了した受験者本人のみ入場を許可します。

◎遅刻

試験開始時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守して下さい。

◎本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

◎試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・試験委員の指示に従わない者
- ・試験中に助言を与えたり、受けたりする者
- ・試験問題等を複写する者
- ・答案用紙を持ち出す者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・その他の不正行為を行う者

◎飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

◎試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

◎試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

◎答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

◎合格証書の再発行

合格証書の再発行はできませんが、合格証明書を発行することはできます。

◎試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむを得ず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還致します。ただし、中止に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については、何ら責任を負いません。

◎答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により答案が喪失、焼失、紛失して採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還致します。ただし、これに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については、何ら責任を負いません。